



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 17/2012年3月号

発行日：2012年3月19日

3月は、新年度の予算を作成する時期です。昨年は、東日本大震災の影響で先行き不透明の色合いが濃くなり厳しい新年度予算だった法人が多かったと思います。はたして今年の3月はどうでしょうか？

I. 最新情報（2012年2月1日～2012年2月29日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年2月 15日	実務 指針	「税効果会計に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成24年2月14日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「税効果会計に関するQ&A」の改正について」を同日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正は、平成23年12月に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号。以下「改正法人税法」という。）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。また、改正法人税法と復興財源確保法を合わせて、以下「改正法人税法等」という。）に対応するため、「税効果会計に関するQ&A」の見直しを行ったものです。主な改正内容は次のとおりです。</p> <p>Q14を追加し、税制改正に伴う以下の項目を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 改正後の税率を適用する時期(2) 税率変更の注記(3) 回収又は支払が行われると見込まれる期の税率(4) スケジューリングが不能な一時差異の取扱い <p>本改正の取りまとめに当たっては、1月13日から2月2日までの間、草案を公開し、広く意見を求めています。</p>	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			<p>なお、四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱いに関して、改正法人税法等の公布日を含む事業年度に係る四半期会計期間については、企業会計基準委員会実務対応報告第28号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」をご参照ください。</p> <p>また、改正法人税法等の公布日を含む事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用の取扱いについても、企業会計基準委員会において実務対応報告として取りまとめられる予定とされております。</p>	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし。

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年2月 16日	研究 報告	学校法人会計問答 集（Q&A）第18 号「監査基準委員会 報告書第29号「企 業及び企業環境の 理解並びに重要な 虚偽表示のリスク の評価」を学校法人 に適用する場合の 留意点」の改正につ いて	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成24年2月14日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人会計問答集（Q&A）第18号「監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」を学校法人に適用する場合の留意点」の改正について」を同日付で公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>平成23年12月22日に監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」が新起草方針のもと公表され、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとされました。</p> <p>これを機に同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、学校法人会計問答集（Q&A）第18号「監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」を学校法人に適用する場合の留意点」について、所要の見直しを行い、学校法人委員会研究報告第23号「監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」として取りまとめました。</p>	—

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

<適格退職年金>

適格退職年金は平成24年3月31日をもって廃止されることとなっており、それまでに他の企業年金制度(確定給付企業年金、確定拠出年金等)に移行するか、制度を廃止する必要があります。

適格退職年金の廃止や他の企業年金制度への移行の会計処理は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号)」及び「退職給付制度間の移行等に関する実務上の取り扱い(実務対応報告第2号)」により、会計処理されることになります。

具体的には、適格退職年金を全面的に確定拠出年金に移行する場合は、終了に該当します。また適格退職年金を全面的に確定給付企業年金に移行する場合は、退職給付制度間の移行に該当し、終了には該当しません。この場合の退職給付債務の増額又は減額は、過去勤務債務になります。

会計処理には、留意が必要です。

2. ペーパーフェイスブック

今回も引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

平成24年1月号で「学校法人会計基準」のあり方としてIFRSが考えられることの回答だった。「国立大学法人会計基準」ではすでに企業会計的処理が行なわれているときいているが、どんな内容だろう?

【つぶやき】

「事前会計から事後会計への移行」こんな表現がされていました。国の特別会計で承認された予算の執行状況の結果報告を主たる目的としていたところに、独立行政法人化しさらに国立大学法人法が施行され、納税者たる国民からの負託義務に対し、その説明責任を果たすため、国立大学の会計及び監査には「国立大学法人会計基準」が適用されています。国立大学法人法に規定する大学などはその一般原則で「財政状態及び運営状況」に関して「真実な報告」が求められています。

この基準は独立行政法人を基礎に設定されたもので、同法にはその会計について企業会計原則を前提とすることを掲げておりましたこともあり、現在の姿も教育研究機関としての公共性を維持しつつ企業会計原則に修正を加えたもので、当然のことではありますが企業とは違い株主などの資本主の存在はなく政府出資があるだけです。監査関係者からみれば馴染みのあるもので、同時に一般人の理解を得られやすい形と言えます。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

それでは、同じく高等教育研究機関である私立大学などに適用されている学校法人会計基準と何故相違するかとの疑問もでてきます。学校法人会計基準は個性的な私立学校全般の推進を図ってきた政策上のこともあり、その適用範囲の裾野は広く、国立大学法人法と比較し歴史的にも長い性格をもっていると考えるところです。その政策の中心が現在の文科省であることは言うまでもありません。一方独立行政法人から誕生した国立大学法人は総務省及び財務省が関係しているところも相違点として掲げることができましょう。概していえば、その報告目的の違いで、統一するには様々な解決策の社会的合意を必要とすることが容易に想像できます。2010 事業年度から文科省所轄学校法人の監査において監査業務審査会にその実施状況を報告する制度が始まっているところで変化の予感を感じますし、折しも、最近の新聞紙上において公営企業の会計原則の見直し、大学の国際化に伴う秋入学が報じられたことで私立大学の会計基準見直しの論議が始まるかもしれません。

参考までに、同基準で定める財務諸表の体系は次の通りです。貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書附属明細書となっており注記の記載も必要です。また、業績評価のためセグメント情報の開示も要求されています。純資産の部は資本金、資本剰余金、利益剰余金、その他有価証券評価差額金の区分記載で企業会計ベースと言えるでしょう。さらに、連結財務諸表の作成までも規定されています。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上